

提出期限
1月10日(水)

エネルギー・食料品等 価格高騰支援給付金

町では、12月15日付けで、対象と見込まれる世帯にエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の確認書を送付しています。提出期限は令和6年1月10日(水)です。

■対象世帯

令和5年12月1日現在で、美郷町の住民基本台帳に登録されている世帯全員が非課税の世帯(令和5年度住民税均等割が非課税である世帯)

※世帯全員が住民税を課税されている方の扶養になっている場合は、**支給対象外**となります。この場合は美郷町生活応援券が給付されます。

■提出期限

令和6年1月10日(水) ※郵送の場合は当日消印有効です。
※期限に遅れた場合は、給付金の対象者であったとしても美郷町生活応援券の給付となる場合がありますので、余裕をもってご提出ください。

■給付金額

1世帯当たり70,000円(世帯主の口座へ振込)

■手続方法

支給要件等を確認し、支給要件確認書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒に入れて返送するか、町福祉保健課または六郷・仙南各出張所へ提出してください。

※令和5年1月2日以降、美郷町に転入した方がいる世帯で、令和5年6月から8月に行った同給付事業で30,000円の給付を受けていない場合は、町で課税情報を確認できないため、令和5年1月1日現在で住民登録されていた自治体が発行する令和5年度の住民税非課税証明書を添付の上、申請してください。

※申請書は町福祉保健課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

美郷町生活応援券給付事業(第2弾) 対象世帯に美郷町生活応援券を新たに給付します

町では、エネルギー・食料品等の価格高騰による影響が続いていることから、経済的負担の軽減を図り、住民生活を支援するため、下記の世帯を対象として、新たに美郷町生活応援券を給付します。

■対象世帯

令和5年12月1日現在で美郷町の住民基本台帳に登録されていて、「エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金」の対象外となった世帯

■給付金額

1世帯当たり6,000円分の応援券
(全店舗共通1,000円×6枚)

■給付時期

令和6年1月中旬ごろより、対象世帯の世帯主宛てに応援券を簡易書留で郵送します。



■使用期限

令和6年2月29日(木) ※応援券到着後から使用できます。

発行済みの美郷町生活応援券の使用期限を延長します

美郷町生活応援券給付事業(第2弾)の実施に伴い、発行済みの応援券の使用期限を次のとおり延長します。

※発行済みの応援券の券面には、使用期限が「令和6年1月31日(水)」と記載されていますが、使用期限を「令和6年2月29日(木)」と読み替えて使用してください。

事業名	応援券の概要	使用期限
美郷町生活応援券給付事業	対象世帯に1世帯当たり応援券12,000円分を給付したものの	令和6年1月31日(水) ▶ 令和6年2月29日(木)



■応援券デザイン

問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

住民税非課税世帯に対する 灯油購入費の助成のお知らせ

昨今の灯油価格高騰が低所得世帯の家計を圧迫していることから、経済的負担の軽減を図るため灯油購入費の助成を行います。灯油購入費の助成を受けるには申請が必要で、対象と見込まれる世帯には、1月下旬から「美郷町灯油購入費緊急助成申請書」を郵送します。要件を確認の上、期限までに申請してください。

■対象世帯

令和5年12月1日現在で、美郷町の住民基本台帳に登録されている世帯全員が非課税の世帯(令和5年度住民税均等割が非課税である世帯)

※ただし、次の場合は除きます。

- ・世帯全員が住民税(均等割)を課税されている方の扶養になっている場合
- ・世帯全員が施設入所等または長期入院中で住所地に生活実態がない場合

■給付金額

1世帯当たり8,000円(世帯主の口座へ振込)

■申請方法

「美郷町灯油購入費緊急助成申請書」に必要事項を記入の上、同封する返信用封筒で返送してください。

※窓口にて提出する場合は、町福祉保健課または六郷・仙南各出張所へ提出してください。

■申請期限

令和6年2月29日(休)

※郵送の場合は当日消印有効です。

■その他

申請書が届いた順に審査を行い、申請のあった世帯主の口座に振り込みます。

自宅に住所を置いたまま施設入所等している世帯にも申請書が届く場合もありますが、対象になりませんのでご了承ください。

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

申請はお済み
ですか？

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

すでに広報美郷6月号でお知らせしていますが、支給対象者に該当し、申請がまだお済みでない方は、期限までに申請するようお願いいたします(児童1人につき、「ひとり親世帯分」または「その他世帯分」のどちらか一方の給付金のみ受け取ることができます)。

■給付金額

児童1人当たり50,000円

■申請期限

令和6年2月29日(休)

■ひとり親世帯分

児童扶養手当の支給要件に該当している子どもを監護等している方であって、次の要件いずれかを満たす方

- ①公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(公的年金等には「遺族年金」「障害年金」「高齢年金」「労災年金」「遺族補償」などが該当します)
- ②食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、または児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

■ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分 (その他世帯分)

次の要件をすべて満たす方

- ①令和5年3月31日現在で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育する父母等(令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象)
- ②令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
※「令和5年度分の市町村住民税均等割が非課税」または「それ以外の家計急変」となります。詳細は下記へお問い合わせするか、町ホームページをご確認ください。

■申請方法

申請書類を町福祉保健課に直接または郵送で提出してください。審査後、指定口座に可能な限り速やかに振込予定です。

■申請書類

町福祉保健課に備え付けているほか、ひとり親世帯分については秋田県ホームページから、その他世帯分については町ホームページからダウンロードできます。

問●こども家庭庁コールセンター ☎0120(400)903(平日午前9時～午後6時)
町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(平日午前8時30分～午後5時15分)
秋田県地域・家庭福祉課 ☎018(860)1344(ひとり親世帯分のみ)